

第 18 回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第18回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年10月25日、第18回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年10月25日(火)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年10月25日(火)午後1時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

3番 竹野 牧子 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 3名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	4番 山崎 安人 委員
-------------	-------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日は、1番高森昭夫委員、2番古舘秀巳委員、4番山崎安人委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員10名中7名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第18回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章8番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章8番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には3番竹野委員と5番中野委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は5件で、取得事由は相続であり、農業委員会による斡旋の希望はございません。5月分届出合計を読み上げて報告いたします。

3ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の4ページをご覧ください。

(議案書の議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意いたします。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1をご覧ください。

令和4年10月14日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(6)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(7)及び(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。事務局の説明のとおり異議ないと認めました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の5ページをご覧願います。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー2をご覧願います。  
令和4年10月14日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項欄でございます。農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。
- 8番畠山委員 8番畠山です。私も異議ないと認めました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー2の2をご覧願います。  
令和4年10月14日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」

とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。異議がないと認めます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の3をご用意願います。

(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2の3をご用意願います。

令和4年10月14日に月当番の畠山委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項欄でございます。農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号3番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の8番畠山委員に発言を許します。畠山委員。

8番畠山委員

8番畠山です。異議がないと認められました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ありますか。

竹野委員。

3 番竹野委員

3 番竹野です。ここの土地は所有者が●●で、●●が使っているということですが、この権利というのはそのまま●●の権利であって、貸し借りということではなくて、●●の土地を農地でなくするという案件になるのでしょうか。

議 長

中屋次長。

中屋次長

申請者はこの●●に所有権を譲りたいと。実際に使っている●●に譲りたいということですが、農地のままだとそれができないと。つまり、ここは実際農地ではないので、耕作するということができないので、今般地目を変更して譲りたいというふうな考えを持っているようでございます。

議 長

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは、そのほか質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。

以上で議案第 2 号の審議を終了いたしました。

これより、議案第 2 号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 18 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後 1 時 50 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 竹野 牧子

署名委員 中野 正隆